4 熊情審第 10004-12 号 令和 5 年 3 月 2 2 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会 会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例(平成10年条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定により、熊取町長(以下「実施機関」という。)から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が令和3年12月17日付3熊広第563号により行った全部公開決定処分(以下「本件処分」という。)については、審査請求の利益がないことから、却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月3日に、実施機関に対し、 次の本件対象文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

・保育課が所掌する町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、本人以外から個人情報を収集するにあたり、保育課が個人情報保護条例第7条第3項に基づき町長へ届け出た文書。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第563号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月20日に本件処分を不服として、実施機関に対して、行政不服 審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。) を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1)情報公開請求に係る情報の内容は、個人情報保護条例第7条第3項の規定により保育課が町長へ届け出た文書である。
- (2) 当該文書は、個人情報を収集する前に町長に届け出なければならないものである。
- (3) 公開された情報は、個人情報を収集した後に町長に届け出られた文書である。
- (4)以上の理由から、公開を求めた情報に対する公開の決定がなされていないと考え、審査を求めるものである。

3 実施機関の弁明に対する反論

- (1)公開を求めた情報は、「町立保育所民営化移管先選定委員会事務において個人情報保護条例第7条第3項に基づき町長へ届け出た文書」である。
- (2) 同項の規定は、本人以外から個人情報を収集する前に町長へ届け出を行うことを義務づけている。これは、個人情報の収集にあたっては、原則本人から収集すべきものであるのに対し、例外として本人以外から収集する際に、より収集の制限がなされるものであると解する。
- (3) 個人情報を収集後に行った届出は、同項の趣旨にそぐわず、また、あくまで無届状態を 解消したに過ぎず、それをもって届出がなされたと判断すべきでない。
- (4) これを認めれば、条例等で規定する適切な時期に実施すべき事務を怠った場合、事後に 実施すれば条例上問題ないということになる。
- (5) 登録簿の縦覧をもって一定の目的の代用ができている、と町は主張するが、公開を求めた情報は、同項の規定により町長へ届け出た文書である。
- (6) 当該登録簿は一般の縦覧に供す前に町長への届出が義務づけられているにもかかわらず、その届出は行われていない。
- (7) よって公開された情報は、公開を求めた情報に該当しないと考える。

第4 実施機関の主張

実施機関が、情報公開決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件決定は、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1)審査請求にいう届出がないことは事実であり、実施機関も肯定している。
- (2) 令和3年6月7日に審査請求人から当該届出がなされていないとの指摘を受け、個人情報保護条例所管課より、現時点からでも無届状態を是正することを審査請求人に申し出て、 実施機関に対し届出を行うよう指導を行ったことを受け、実施機関が同年6月30日付で提出したものである。
- (3) 実施機関としては、公開文書が本件公開請求の対象文書であると判断している。
- (4) 届出時期については、個人情報の収集後ではあるが、これは無届状態の是正のために行

ったものであり、一般の縦覧に供することで、届出の主たる目的である一般への周知は達成 していると考える。

(5) 届出の趣旨は、個人情報の本人収集の原則に対して、本人以外から収集した場合の各事項を一般に縦覧することが目的であるが、登録簿の縦覧をもって一定の目的の代用ができていると考える。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する 住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

2 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、全部公開決定されており、審査請求の利益がない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

審査請求人と実施機関の主張から、公開された文書は審査請求人が請求時に求められた文書ではないことが認められる。つまり、本件公開請求時の情報特定が、十分になされていないと判断する。

したがって、実施機関は、審査請求人が必要としている情報の特定を適切に行い、公開決定等を行うよう努めるべきである。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議(審査請求人、実施機関の口頭意見陳述)
- ⑤ 令和4年6月10日 審議
- ⑥ 令和4年8月25日 審議
- ⑦ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長

西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
粟飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	